

個人情報取扱留意事項

(個人情報を取り扱う際の基本事項)

第1 乙は、この契約による業務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務を行うにあたっては、知り得た個人情報を他に漏らし、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による業務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他、個人情報の適切な管理のための必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(業務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(目的外使用及び第三者提供の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した

場合は、この限りでない。

(複写、複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うにあたっては、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の許諾無く複写し、又は複製をしてはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うにあたっては、甲からの提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の記録資料等は、この契約完了後速やかに甲に返却するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故発生時の措置)

第10 乙は、個人情報取扱留意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知った時には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

これに関する費用は、乙の負担とする。

(契約解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙が個人情報取扱留意事項に違反していると認めたときは、契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注)

1. 「甲」は日本行政書士会連合会、「乙」は受託者をいう。
2. 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略するものとする。